

# 西東京市廃棄物行政に関する施策について

- 1 (仮称)リサイクルプラザ構想に伴う施設内容について
- 2 ごみ排出に伴う市民負担の公平性について
- 3 し尿収集の有料化について

「 答 申 」

平成 14 年 10 月

西東京市廃棄物減量等推進審議会

## 目 次

はじめに .....	1
(仮称)リサイクルプラザ構想に伴なう施設内容について.....	2
経 過 .....	2
提 言 .....	2
1 総括事項 .....	2
2 施設関係(具体的事項) .....	3
○ソフト面 .....	3
○ハード面 .....	4
ごみ排出に伴なう市民負担の公平性について .....	5
提 言 .....	5
し尿収集の有料化について .....	7
提 言 .....	7
おわりに .....	8
西東京市廃棄物減量等推進審議会経過 .....	9

## はじめに

西東京市廃棄物減量等推進審議会は平成14年5月15日に西東京市長から「西東京市廃棄物行政に関する施策について」として、「(仮称)リサイクルプラザ構想に伴う施設内容について」「ごみ排出に伴う市民負担の公平性について」「し尿収集の有料化について」の三項目の意見を求められた。

本審議会は、「西東京市廃棄物行政に関する施策について」として、前回平成13年9月に諮問を受け平成14年1月に答申をしたが、「(仮称)リサイクルプラザ構想に伴う施設内容について」は継続審議になり、今回再度の審議となったものである。また、他の二項目はそれぞれ市民間の公平性を図る観点から提言するものである。

21世紀に入り地球規模による環境問題は、自然の保護と資源の大切さが問われている。このため「資源循環型社会」の確立に向け法体系を整備してきた国は、その実施に向け国際的責任を、また、生産社会の基盤を担う企業は「拡大生産者責任」の役割を、そして市においては市民と共に地域環境の保全に努めるなど、それぞれの役割を果たす体系を確立し推進することが重要であると考えます。

西東京市においては平成13年1月21日新市として新たなスタートを切ったところであるが、廃棄物に関する諸課題の取り組みは、市民をはじめ商店・企業・関係団体の立場でそれぞれの役割を実践し、行政と一体となって取り組むべきものと考えている。その中で市は平成14年3月に策定された「一般廃棄物処理基本計画」を基に将来に向けた実施計画を立て、斬新な取り組みを確立されたい。

また、現在ごみ・資源物の収集方法は一市二制度で行っていることについて、速やかに統一されるよう前回の中間答申にて提言をしている。市は実施に向けて特段の努力を図られるよう努められたい。

## 「(仮称)リサイクルプラザ構想に伴う施設内容について」

### 経 過

本構想については、旧保谷市時代の平成10年10月2日、市長から審議会に「リサイクルプラザ構想について」諮問があり、平成12年2月24日答申がされている。

その答申によると施設として基本的な考えは、多くの市民が集まりやすい利便性のある場所とする。ごみの問題だけでなく環境問題や消費者問題等の学習や研修に役立つ総合的なセンターとする。市民が関心を寄せられるような事業内容とする。この三点を基本に施設整備し、施設そのものもリサイクル建築が望ましいとしている。

本事業を推進する上で、大きな課題となる用地選定・購入があるが、平成12年11月に対象となる用地(保谷庁舎西隣)を、既に当時の市土地開発公社で先行取得しているものである。

その後、本事業は合併に伴い新市建設計画事業に位置付けられ、同計画では「環境にやさしく美しいまち」を目標に、ごみの分別化を図り、貴重な有効資源の活用を目指し循環型社会を構築するため、市民参加によるリサイクル運動等を行う拠点とされている。このため国等の財政的な援助が増額して受けられる予定になっており、市の負担軽減が図られることになった。

なお、先行取得している用地のうち西側部分は、現在清掃車の駐車場となっており、施設整備は東側用地を中心として考える必要があり、隣接している土地(約426㎡)については本提言の趣旨を踏まえ、追加取得し一体的整備を図る必要があると考える。

### 提 言

#### 1 総括事項

リサイクルプラザ等を整備している多くの自治体は、リサイクルプラザとリサイクルセンター(資源化施設)を併設している。リサイクルプラザとリサイクルセンターを設置していくためには環境条件や用途地域の制限があ

り、両施設を設置している自治体はいずれも住居地域から離れていて、用途地域等条件的に恵まれたところで整備を図っている。

本市においてもリサイクルプラザの建設については、本来、リサイクルセンターを併設した施設を整備するのが望ましいが、近隣住宅状況、あるいは用途地域の関係からリサイクルプラザのみの整備はやむを得ないと考ええる。

また現ごみ減量推進課の事務所・作業員詰所等をリサイクルプラザの中に組入れ、ごみ減量・リサイクル・清掃行政の拠点として整備することが望ましいと考える。

なお、リサイクルプラザ建設については、建設費の他、維持管理費の経費が後年度の負担となることから、十分考慮して計画することが望ましいと考える。

## **2 施設関係 (具体的事項)**

市民がごみ減量意識を高めるため、啓発を中心とした事業の取り組みが必要であり、そのため、多くの市民がいつでも気軽に来館できるような施設を建設すべきである。また、事業内容、企画等については広く市民参加を求めることが望ましい。

施設の内容等に関係してソフト面・ハード面から次の提言を行う。

### **ソフト面**

シルバー人材センターと共同し不要になった家具等の展示販売やフリーマーケット等、市民が関心を示す事業を行う。

環境や消費生活等総合的な課題を取り上げ、子どもからお年寄りまでが関心のもてる展示室や図書室、ビデオやインターネット等による情報提供を行なえる情報連絡室、あるいはエコクッキングなどができる調理室、フリーに使用できる多目的ルーム等も検討する必要がある。

容器包装リサイクル法等に関係した分別品を理解いただくための展示コーナーを設ける。

体験事業として、和紙の紙すきや端布を利用した袋物等の日用品製作等を行なっているプラザが多いが、本市においては更に環境面にも

配慮した講演会や学習会も含め、参加者意識を尚一層高められるようなテーマとし、幅広い年齢層の市民が参加できるような企画をたてる。

親子で参加できるよう、育児室等の併設も検討する。

生ごみ堆肥化容器を展示・設置し、堆肥化の過程を観察できるようにする。

実施設計に向けては市民意見も考慮し、施設名称については市民公募する。

## ハード面

ソーラーシステム、雨水利用システムの活用、及び温暖化防止対策として屋上緑化についても検討すると共に、エコセメントの利用を大いに図りエコロジーとリサイクルに特色を示す施設とする。

バリアフリーは最大限考慮し、後年度負担を極力押さえる施設とする。

## 「ごみ排出に伴う市民負担の公平性について」

循環型社会の構築を図る上で、すべての廃棄物の排出者は、自ら排出した廃棄物について、一定の責任を負うとの考え方を確立して行く必要がある。

廃棄物の収集・運搬・処理にかかる経費は税で賄っており、ごみ排出に対処する認識を市民一人ひとりが持つことが望ましく、ごみ減量及び分別収集が徹底されれば経費の軽減も図られるものと思われる。

平成14年7月に策定された西東京市行財政改革大綱の中でも、基本的なごみの減量化対策として、「環境と共生した社会の構築を目指し、廃棄物の抑制、資源リサイクルの推進は避けられない課題である。」としている。

そこで、ごみの排出量により一定の経済的な負担も視野に入れ、ごみ減量意識を持っていただく動機付けとなる施策が必要である。

最終的な目標はごみ減量を図ることであるが、本審議会はこれらの方策として次の提言を行うものである。

### 提 言

家庭用可燃・不燃専用のごみ袋は市の指定袋とし、一定期間の試行期間を設け各家庭に一定枚数を無料配布し、不足が生じた場合は小売店で直接購入する（ただし、試行期間終了後は、各自指定袋を購入するものとする。）などの制度を検討すべきである。この制度を導入することは、「事業系ごみ」との区別が容易となり、「市内事業者への働きかけ」の徹底も図られるものと思慮される。

市はこの施策と併せ、現在買い物時に渡される「レジ袋」について、市内各店舗にその使用を抑制するよう働きかけを行うと共に、市民には“マイバッグ”など買い物袋の利用を呼びかけ、ごみ減量につながる啓発活動が必要である。

ボランティアによる市内清掃に使用する袋については、別途専用袋を配布するなど配慮が必要である。

近い将来的には、自ら排出する廃棄物は、自ら責任を負うべく、戸別収集の検討を行う必要がある。

なお、今後も市は関係団体を通じ、事業者に対して、ごみとなりにくいものを生産すべく要請すると共に、事業者自ら責任回収(拡大生産者責任)することを、より強力に国・関係団体等に対し働きかけることを提言の前提としたい。



## 「し尿収集の有料化について」

市内における公共下水道の普及率はほぼ 100%に達し、既に市全域が公共下水道供用開始区域となっている。公共柵使用の世帯は下水道料金を自己負担しているが、公共下水道未接続世帯の一般家庭し尿汲取世帯については自己負担が無く、かつ、収集料金を市が全額負担している。このことは受益者負担の原則から市民の公平さを欠くことにもなり、併せて市内全世帯の水洗化の促進並びに、し尿処理施設の合理化を図るうえからも、対象世帯には一定の経済的負担も必要と考える。

本審議会はこれらの方策としてここに次の提言を行うものである。

### 提 言

一般家庭のし尿収集を有料化にし、その方法は他市の事例等を参考にすると共に料金形態は、原価計算等を考慮する。

市長が特に認めたものには減免等の措置を構すべきである。

実施時期については早期に行うことが望ましい。

公共下水道については関係部署と緊密な連絡を取り、早急に接続するように図られたい。

## おわりに

本審議会は、昨年度と同様「西東京市廃棄物行政に関する施策について」として三項目の諮問を受け審議を行い、今回の最終答申に至ったものである。

ごみの減量化の方策は資源の再利用や分別排出など現在実施されているが、なかなか進展していないのが実態である。

多摩地域における最終処分場がその埋立て期限が明らかにされている実情を市は市民と共に再認識し、いかに「ごみの減量」と「再資源化」が切実な問題であるかを考えなければならない。また、柳泉園組合を構成する東久留米市・清瀬市を含む三市の重要課題とされている「容器包装リサイクル法(その他プラスチック)」に基づく施設整備についても、一般廃棄物中間処理施設を有していない西東京市としての責任・役割を果たすために、二市と協議の上施設用地確保に向け鋭意努力されたい。

最後に、市は市民の協力を得ながらごみの減量化、分別収集に積極的に取り組むと同時に、市民の生活安定を図りながら循環型社会の構築に向け有効な手段を講ずる必要性を述べ結びとしたい。

## 西東京市廃棄物減量等推進審議会審議経過

- |     |            |                                      |
|-----|------------|--------------------------------------|
| 第1回 | 平成14年5月15日 | ・ 諮問<br>・ (仮称)リサイクルプラザ構想に伴なう施設内容について |
| 第2回 | 平成14年6月18日 | ・ (仮称)リサイクルプラザ構想に伴なう施設内容について         |
| 第3回 | 平成14年7月9日  | ・ ごみ排出に伴なう市民負担の公平性について               |
| 第4回 | 平成14年7月30日 | ・ ごみ排出に伴なう市民負担の公平性について               |
| 第5回 | 平成14年8月20日 | ・ し尿収集の有料化について                       |
| 第6回 | 平成14年9月24日 | ・ 最終答申の検討                            |